

第 77 号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 12 月 1 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

出産育児一時金の支給額を改めるとともに、被保険者間の保険料負担の均衡を図ることを目的として、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改める。

第13条の6の10中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第13条の11中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第17条第4項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第5項中「120,000円」を「140,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第5条第1項の改正規定は平成27年1月1日から、第13条の6の10、第13条の11並びに第17条第4項及び第5項の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年1月1日前に出産した被保険者に係る芦屋市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例第13条の6の10、第13条の11並びに第17条第4項及び第5項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

出産育児一時金の支給額を改めるとともに、被保険者間の保険料負担の均衡を図ることを目的として、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 出産育児一時金の額を一産児につき404,000円（現行は390,000円）とする。（第5条関係）
- (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額を160,000円（現行は140,000円）とする。（第13条の6の10関係）
- (3) 介護納付金賦課限度額を140,000円（現行は120,000円）とする。（第13条の11関係）
- (4) その他関係条文の整理

3 施行期日等

- (1) 施行期日
 - ア 2(1)の規定 平成27年1月1日
 - イ 2(2)から(4)までの規定 平成27年4月1日
- (2) 経過措置
 - ア 平成27年1月1日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
 - イ 改正後の2(2)から(4)までの規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。